

## 茨城県立水戸第一高等学校・附属中学校奨学会選定療養費補助制度

令和7年7月9日制定

令和7年9月24日改正

### (1) 対象

生徒の疾病・事故等に際し、学校が救急車を要請し又は受診先を紹介したものの、搬送先又は受診先の病院において選定療養費を支払うこととなった者

### (2) 支給額

支払った選定療養費の全額（対象病院によって額は異なるが、現行では最大 13,200 円）

### (3) 支給手続き

選定療養費の支出額がわかる領収書を学校に提出し、確認の上、後日振り込み

### (4) 財源

令和7年度については、奨学会一般会計予算の「予備費」で賄う。

令和8年度以降については、適切な予算上の位置づけを検討し、付議する。